

当院で自費診療をされる方への保証について

当院では、最先端の知識と技術で、患者さんの口腔の健康を守るための努力をしています。

しかし、一度治療した歯がお口の中で気持ちよく機能し、一日でも長く使えるためには、患者さんの協力が必要です。自費診療での補綴物(かぶせ物、詰め物)については7年間、インプラント本体については10年間保証いたします。つきましては以下の点にご注意いただくようお願いいたします。

対象者:以下のすべてに該当される患者さんのみ

- ※ 当院で自費の補綴物またはインプラントの手術を受けた方
- ※ 手術前と手術後の注意事項を厳守した方
- ※ 手術後や補綴後のメンテナンスに必ず来院した方
- ※ 歯磨きなど、指導した補綴後の注意事項を厳守した方

責任を負いかねる場合

- ※ 新たな虫歯により再治療が必要な場合
- ※ 特殊に固い物を噛んで欠けた場合
- ※ 事故(打撲、交通事故等)による破損
- ※ お手入れが足りない場合の歯槽膿漏の悪化による不具合
- ※ 当院が長期間責任を持っていない事を当初より説明しているにも関わらず、患者さんのご希望により自費診療を行った場合(歯の根が短い、歯槽骨が少ない、歯の形が良くない、インプラントの埋入本数不足など)
- ※ インプラント手術前や手術後の注意事項を守らなかったために、感染を起した場合
- ※ 処置後に糖尿病のコントロールを怠ったことで口腔内状況が悪化した場合
- ※ 処置後にステロイドや抗がん剤の投与、放射線治療など、口腔環境を大きく変える治療を受けた場合
- ※ 残っている歯に不具合が生じたにも関わらず治療を受けずに放置し、その影響でインプラントの負担が大きくなりインプラントにトラブルが生じた場合
- ※ 当院からの紹介医以外の医院にて手を加えた場合

7年変則保証→

10年保証 →



1年目	100%保証
2年目	90%
3年目	70%
4年目	60%
5年目	40%
6年目	30%
7年目	10%

インプラントの補綴物を装着してから10年未満でインプラント本体を抜去する必要がある場合、無償で同部位に再手術を行います。ただしインプラントは体の反応を利用した治療ですので、再手術に伴う肉体的および精神的苦痛に対しての保証は致しかねます。インプラントの再手術を拒否される場合、治療費の返金もできません。

また万一、院長が病気あるいは死亡により治療継続が困難になった場合、それ以降の保証はできません。

補綴物の再製について

当院の補綴物は、歯科において用いられるものの中でも十分な強度を誇るものですが、その寿命には多くの要因が影響を与えます。最善の努力にも関わらず、新たな虫歯、歯ぎしり、または単純に硬いもの(例えばフォークや骨など)を噛んでしまったなど、さまざまな理由で補綴物は破損することがあります。

当院では補綴物をセット後7年以内に交換しなければならない場合の費用について、規定を設けております。(アメリカの医療保険事業者の一般的な割合を参考)なお、補償額は修理をする時点での料金に基づいて算定され、補綴物が壊れたと申告があった日付により、該当する年度が決定されます。(例えばセット後18ヶ月目に補綴物が破損し交換が必要となった場合は、2年目に該当し、この時点の料金の10%をお支払い頂きます。)

歯は飾りものではなく、毎日約2,000回も食物を噛み切り、すり潰す仕事をしています。メンテナンスの中で、すり減った補綴物の補修をしたり、噛み癖がついた部分を調整することがありますが、使い込んだ包丁の刃先と同じように、当然歯や補綴物も使っている間にすり減ります。すり減り方は噛み具合により個人差があり10~20年そのまま使える方もいらっしゃいますが、あまりにすり減り方が片側に偏ったり、大きくなれば補綴物の作り替えが必要となります。(その場合は別途費用を頂く場合があります。)定期検診で全体のバランスを保つよう、調整を受けてください。

一度治療された歯や補綴物が出来るだけ長持ちし、健康と活力の源となる口腔が維持できるよう、お互い努力しましょう。
わきた歯科医院 院長 脇田 雅文 スタッフ一同